

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

② 新規申請編

入学・転入時等に、「意向登録」「受給資格認定申請」を行うための専用マニュアルです。

2022年6月
文部科学省

目次

➤ このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。

➤ マニュアルは次の4つに分かれており、本書は「**②新規申請編**」です。

① 共通編

…e-Shienの概要や操作方法を説明します。

② **新規申請編**

…「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。

入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。

③ 継続届出編

…「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。

毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。

④ 変更手続編

…「保護者等情報変更届出」「支給再開申出」について説明します。

保護者に変更があった際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。

➤ 本書（②新規申請編）の内容は、以下のとおりです。

1. 受給資格認定申請の流れ	P.3
2. 操作説明	
2-1. e-Shienにログインする	P.4
2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する	P.5
2-3. 受給資格認定の申請をする	P.7

※本文中の画面表示は、令和4年6月現在のものです。

■ e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



■ 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

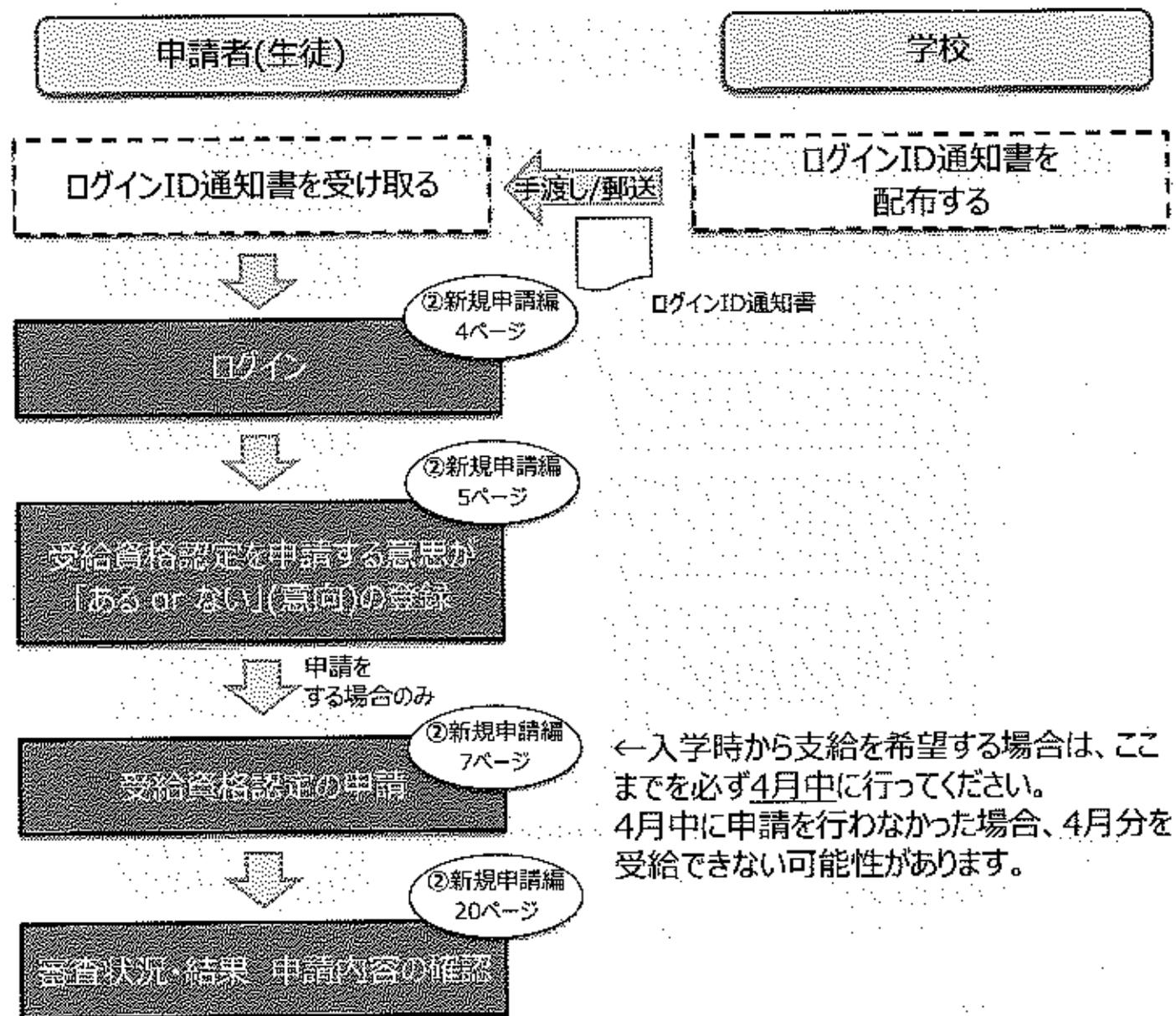
■ 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。
 (①共通編マニュアルの3ページと同じ記載です。)

受給資格認定の申請 (4月の入学時・転入時等)



※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)

凡例	
②新規申請編 〇ページ	「②新規申請編」の 〇ページ参照
	e-Shienを使用する手順
	システム外の手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

The screenshot shows the e-Shien login interface. It includes fields for 'ログインID' (Login ID), 'パスワード' (Password), and '言語(Language)' (Language). A 'パスワードを表示' (Show Password) button is also present. A 'ログイン' (Login) button is at the bottom. Callout 1 points to the Login ID field, callout 2 to the Password field, and callout 3 to the Language dropdown menu.

手順

- ① ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- ② 「ログイン」ボタンをクリックします。

5ページへ

補足

- ① 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- ② 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- ③ e-Shienの「利用規約」を確認できます。

・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

① ログインID (数字のみ)	11545683
パスワード (英中大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m

*F1: 数字のイ
f1: 英小文字のエル
F1: 英大文字のアイ
f0: 数字のゼロ
F0: 英大文字のオー
f0: 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する時に必要となります。
■当該システムを利用する際に、システムのログイン画面または高等学校等のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで消失しないよう大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■個人に見せたり転売したりしないでください。

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ボーダー画面

1 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

1 「意向登録」ボタンをクリックします。

手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 申請をするかしないかを選択します。
 - ・就学支援金の支給を希望する場合
➡上部：申請をします。
 - ・保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円※）を超えている場合
・上記のほかの理由により支給資格認定の申請を行わない場合
➡下部：申請をしません。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成によっては異なる場合があります。

6ページへ

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

意向登録確認

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請書同登録 入力内容確認 受付番号発行

登録内容

1 高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の確認を申請し、収入状況を出しています。

意向登録に戻る 登録内容を確認する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

- 1 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面

意向登録結果

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請書同登録 入力内容確認 受付番号発行

以下の内容を登録されました。
意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。
意向なしの場合、以上で登録完了となります。

受付番号	申請内容
R-21-008-03-0001-0001	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の確認を申請し、収入状況を出しています。

マイページに戻る 1 続けて受給資格認定申請を行う

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 意向の登録結果が表示されます。

・申請をする場合

- ➔ 「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

7ページへ

・申請をしない場合

- ➔ 手続きは完了です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。

学校に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(7～20ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ホーム画面

お知らせ

2021年06月11日 システムメンテナンスのため、下記の日曜日にシステムを停止いたします。
【システムメンテナンス日時】 2021年06月27日(金) 10:00～21:00(予定)

新着情報

親学友会会の最初の会報申し込みはごちやうです。

認定申請

認定申請

手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- 6ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面

認定申請登録(生徒情報)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者情報入力 保護者情報入力 入力内容確認 申請完了

1

2

3

4

5

6

生徒情報

氏名 交換 太郎

ふりがな しん たくろう

生年月日 [選択] 2021年12月29日

身振番号 [入力] [確認] 100-3959

住所(郵便府県) [選択] 東京都

(市区町村) [選択] [変更] 千代田区

(町名・番地) [選択] [変更] 中央1-1-1

(建物名・郵便番号) [選択] (郵便番号) 000-0000

メールアドレス [入力] mainu@next.go.jp

マイページへ戻る

3

申請内容入力

手順

- 1 記入上の注意をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
- 3 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

8ページへ

補足

- 申請を中断した後に再開する手順は、21ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録(学校情報)画面(1/2)

e-Shien 高等学校等の在学期間について オンライン申請システム

7/16/7 認定申請登録

認定申請登録(学校情報) 認定申請登録

1 2 3 4 5 6
 生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力内容確認 収入状況取得 申請完了

1 高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注釈

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名前: 茨城県立〇〇高等学校

在学期間: [年月日] 2021年04月01日 ~ 現在

1-1 あり なし

うち支給停止期間: 支給停止期間は、休業等により、収入が停止された期間を入力してください。
 現時で支給停止

学校(学年・課程・学科): 市取町立 高等学校 (定時制)

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間について

1-2 認定申請登録(生徒情報)に戻る

3 保護者情報を入力 >

手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
 - 過去に他の学校に在籍した期間がない場合
→ ③に進みます。
 - 過去に他の学校に在籍した期間がある場合
→ 9ページへ
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。
→ 10ページへ

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

認定申請登録(学校情報) 認定申請登録

1 2 3 4 5 6
 生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力内容確認 収入状況取得 申請完了

1-1 高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注釈

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名前: 茨城県立〇〇高等学校

在学期間: [年月日] 2021年04月01日 ~ 現在

1-1 あり なし

うち支給停止期間: 支給停止期間は、休業等により、収入が停止された期間を入力してください。
 現時で支給停止

学校(学年・課程・学科): 市取町立 高等学校 (定時制)

1-2 過去に別の高等学校等に在学していた期間について

1-2 認定申請登録(生徒情報)に戻る

補足

- 1-1 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。
- 1-2 支給が停止されていた期間を入力します。
- 1-2 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請画面(学校情報)画面(2/2)

手順

- ① 「開く」ボタンをクリックします。
- ② 「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。
- ③ 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

補足

- ① 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。閉じずに次に進むとするとエラーになります。
- ② 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。
- ③ 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

高等学校等の在学期間について

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名前 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 2021年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 あり なし

学校の種類・課程・学科 市町村立 高等学校 (2年制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について

開く

「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

高等学校等の在学期間について

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名前 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 2021年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 あり なし

学校の種類・課程・学科 市町村立 高等学校 (2年制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について

閉じる

在学期間追加

保護者等情報入力

受給資格消滅通知

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請画面（保護者等情報）画面（英語）（1/3）

e-Shien 入学申請書受付システムオンライン申請システム

認定申請画面（保護者等情報）

1 2 3 4 5 6

1 保護者等入力 2 学費情報入力 3 保護者情報入力 4 保護者情報確認 5 収入状況入力 6 申請完了

1

Q1. 親権者はいますか

親権者はいます。

① 収入状況提出の要する方
 主たる生計維持者
 主たる生計維持者以外

親権者はいません。

② 収入状況提出の要する方
 主たる生計維持者
 主たる生計維持者以外
 未成年後見人
 未成年後見人以外

手順

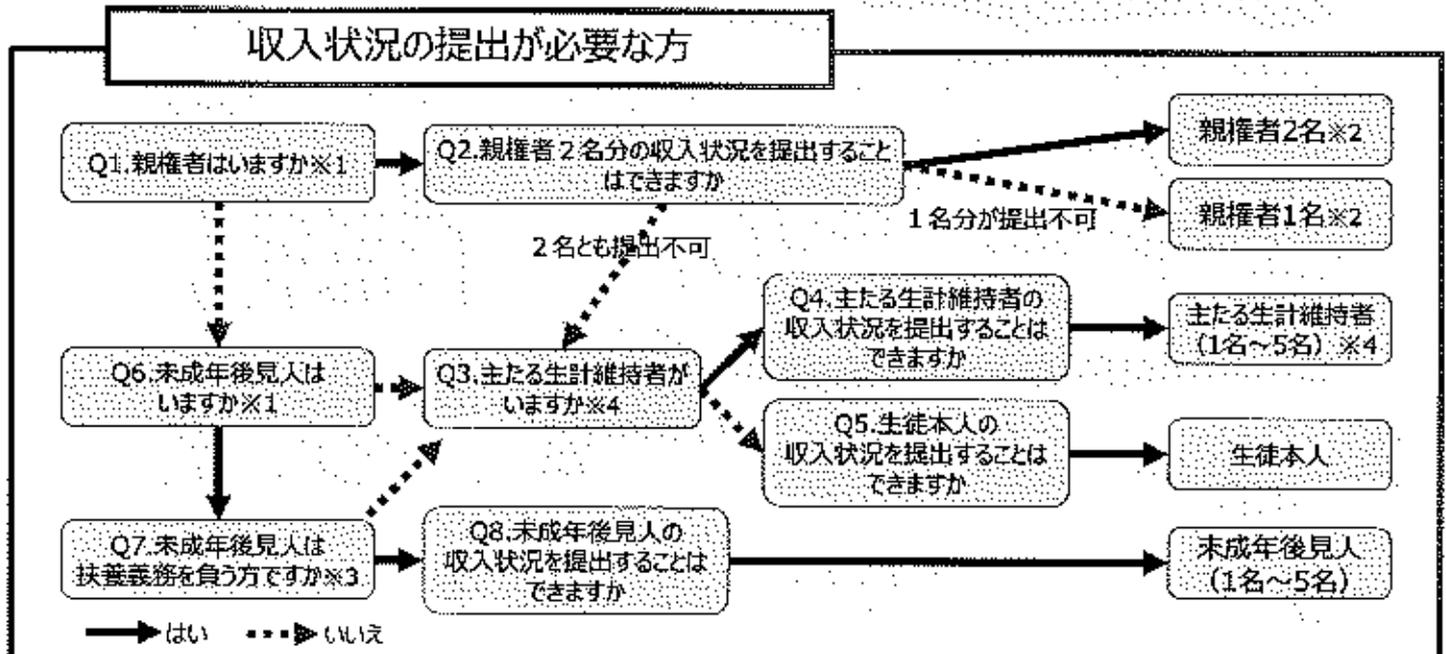
- ① 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

11ページへ

補足

- 各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。（表示される質問は回答の選択により異なります。）
- 個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出は必要ありません。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
- 詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認知症高齢者(保護者等情報)画面(共通)(2/3)

保護者等情報 ● 保護者等情報についての注意

保護者(両親)2名分の収入状況提出します。

保護者情報(1人目)	保護者情報(2人目)
収入状況と提出する保護者等の氏名及び生年等の情報	
個人情報	
姓(漢字) <input type="text" value="山田"/>	名(漢字) <input type="text" value="太郎"/>
(英) 支那	(英) 太郎
姓(ふりがな) <input type="text" value="山田"/>	名(ふりがな) <input type="text" value="太郎"/>
(英) やまの	(英) たろう
生年月日 <input type="text" value="1980年01月"/>	電話番号 <input type="text" value="(81) 123-4567-8901"/>
メールアドレス <input type="text" value="sample@meiji.jp"/>	生誕地の県庁 <input type="text" value="(英) 支、京"/>
収入状況提出方法	
<input type="radio"/> 個人番号カードを使用して自己情報を提出する ① 次の画面で個人番号カードを使用し、収入状況(所得情報)を登録し、提出します。 個人番号カードを所持している場合にのみ提出できます。 ② 個人番号カードの役割について	
<input type="radio"/> 個人番号を入力する ① 申請先で保護者等として申請する個人番号を入力します。 個人番号カードを所持していない場合は、こちらを選択してください。 ② システム外で個人番号カードの写し等を提出する ① 上記いずれの方法でもない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を申請先で学校に提出してください。	
生活保護受給情報	
<input type="radio"/> 受給あり <input type="radio"/> 受給なし ① 上記保護費がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合は、その前年の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所の名称を登録してください。生活保護が受給期間満了の場合(生活保護期間が経過した場合)は、両欄ともに「-」を選択してください。	
課税地情報	
<input type="radio"/> 受給あり <input type="radio"/> 受給なし ① 上記保護費がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合は、その前年の1月1日現在)の両欄別々の住所を登録してください。 両欄とも住所を有していない場合は、ここにチェックを付けてください。	
都道府県	
<input type="text" value="選択してください"/>	
市区町村	
<input type="text" value="選択してください"/>	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

手順

- ① すべての質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄(人数分)が表示されるので、情報を入力します。
- ② いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
- ③ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。
 ⇒ **13ページへ**
 ・個人番号を入力する場合
 ⇒ **18ページへ**
 ・システム外で提出する場合「入力内容確認(一時保存)」をクリックします。
 ⇒ **19ページへ**
 ※ 提出方法は学校からの指示に従ってください。

補足

- ① 漢字氏名欄とかな氏名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)の入力が可能です。
- ② 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- ③ 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- ④ 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- ⑤ 課税地はその年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在)の住民票の届出住所です。
- ⑥ 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。

保護者等情報(申請情報)に戻る

入力内容を確認して収入状況の取得を行う

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（3/3）

生活保護関係情報 必須

- ② 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

① 受給あり 受給なし

② 福祉事務所設置自治体 必須

③ 都道府県 必須

福井県

④ 市区町村 必須

-

< 認定申請登録（学校情報）に戻る

入力内容を保存して
入力状況の取調べを行います

手順

- ① 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- ② 福祉事務所設置自治体を選択します。

補足

- ① 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体はその年の1月1日現在（1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在）に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html

- ④ 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面 (1/3)

認定申請登録 (収入状況取得)



1 申請情報

1 2022年01月24日

申請日

2 受付情報(生体情報)申請番号を入力してください。
ただし、入学等に申請を行う場合、入学検定票(入学票)を入力してください。

2 収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
姓<漢字> 文雄	姓<漢字> 文雄
名<漢字> 太郎	名<漢字> 花子
現住所番区 (郵便番号)	現住所番区 (郵便番号)
市町村民税課税種別	市町村民税課税種別
所得割額<道府県民税>	所得割額<道府県民税>
所得割額<市町村民税>	所得割額<市町村民税>
市町村民税均等割額	市町村民税均等割額
配偶者控除額	配偶者控除額
本人該当区分 (住民税課税種別)	本人該当区分 (住民税課税種別)
本人該当区分 (住民税課税種別・ひとり親)	本人該当区分 (住民税課税種別・ひとり親)
生活扶助有無	生活扶助有無



- 1 パソコンを準備してインターネットが利用できる環境を整えてください。インターネットが利用できない場合は、インターネットカフェ等を利用してください。
- 2 パソコンを準備してインターネットが利用できる環境を整えてください。インターネットが利用できない場合は、インターネットカフェ等を利用してください。
- 3 申請が完了した場合は、マイナポータルから自己情報を取得してください。
- 4 申請が完了した場合は、マイナポータルから自己情報を取得してください。

4 認定申請登録 (収入状況取得) に
進む

入力内容確認
(一時保存)

手順

- 1 申請日をカレンダーから選択します。ただし、7月分の申請を6月以前に行う場合は、「7/1」を設定してください。
- 2 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダーにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

14ページへ

補足

- ・端末 (パソコン、スマートフォン等) にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

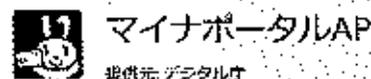
※利用するための推奨環境

- ・Microsoft Windows 8.1,10,11
- ・Android 6.0以上
- ・iOS 13.1以上 等

- ・下記のサイトよりマイナポータルアプリをダウンロードし、ご使用中の端末にインストールしてください。

【PCの場合】

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html>



【スマートフォンの場合】

・Android
<https://img.myna.go.jp/manual/02/0026.html>

・iPhone
<https://img.myna.go.jp/manual/02/0027.html>



マイナポータル
FORM 2-6
R

© 2022 MYNA

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(2/9) ※マイナポータル画面

1

スマートフォンの場合



マイナナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

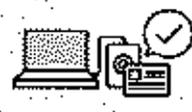
① 横置きでのカード読み取り位置はこちら



マイナナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

② 縦置きでのカード読み取り位置はこちら

PCの場合



マイナナンバーカードの読み取り位置を確認する

マイナナンバーカードの読み取り位置を確認する

マイナナンバーカードの読み取り位置を確認する

マイナナンバーカードの読み取り位置を確認する

マイナナンバーカードの読み取り位置を確認する

手順

- 1 【スマートフォンの場合】
スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

【PCの場合】

ICカードリーダーをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

補足

- うまく読み取れない場合は…
- ・一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
 - ・ICカードリーダーの接続を確認してください。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(3/9) ※マイナポータル画面

1



マイナポータル

マイナナンバーカードの券面事項入力補助用パスワード (4桁の数字) を入力してください

1

2

OK

キャンセル

手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

15ページへ

補足

- 1 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。
正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面 (6/9) ※マイナポータル画面



手順

- ① 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- ② 「OK」ボタンをクリックします。

補足

- ① 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、14ページで入力したものと同じです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面 (7/9) ※マイナポータル画面



手順

- ① 自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

補足

- ① 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。エラーの場合はメッセージが表示されます (画像は例)。

① マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。

① マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請画面 (収入状況取得) 画面(8/9)

保護者名情報 (1人目)		保護者名情報 (2人目)	
姓<漢字>	支様	姓<漢字>	支様
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	
扶・ひとひら		扶・ひとひら	
生活扶助有無		生活扶助有無	

手順

- 13~16ページと同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

補足

- マイナポータルから取得した自己情報 (課税情報等) が転記されます。

収入取得状況取得画面		マイナポータルから自己情報を取得する	
1. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する	1. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する
2. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する	2. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する
3. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する	3. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する

収入取得状況取得画面 (収入取得情報) 画面

収入取得状況取得画面 (収入取得情報) 画面

5. 認定申請画面 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者名情報 (1人目)		保護者名情報 (2人目)	
姓<漢字>	支様	姓<漢字>	支様
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	123,456円
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	10,000円

手順

- 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認 (一時保存)」ボタンをクリックします。

19ページへ

収入取得状況取得画面		マイナポータルから自己情報を取得する	
1. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する	1. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する
2. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する	2. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する
3. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する	3. 収入取得状況取得画面	マイナポータルから自己情報を取得する

補足

- クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、21ページを参照してください。

収入取得状況取得画面 (収入取得情報) 画面

収入取得状況取得画面 (収入取得情報) 画面

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

6. 認定申請画面（保護者等情報）画面

① **個人番号を入力する**

① 申請者の個人番号を入力する。個人番号カードを所有していない場合は、ご自身の所属してください。

個人番号

(例) 1234 5678 9012

② **本人確認用画像** **必須**

② 生徒本人の個人番号、氏名、生年月日又は住所が記載されている書類を添付してください。
 (例：個人番号カード、個人番号が記載された住民票)

添付できるファイルには、以下の制限があります。

- ・ファイルで添付してください。
- ・サイズは3MB以下としてください。
- ・形式は、JPEG形式(拡張子「.jpg」)又はPDF形式としてください。

ファイル名

システム外で個人番号カードの写しを提出する

② この旨にも対応できない場合は、「お問合せ」にて、個人番号カードの写しを郵送で提出してください。

③ **生活保護受給情報** **必須**

③ 生活保護受給がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月分)1～6月の場合は、その年度の1月1日現在(生活保護)を受給している場合は「受給あり」を選択し、受給申請済みの状態を説明してください。受給申請が経過済みの場合は「該当する資料がない場合」は、選択材料に「-」を選択してください。

受給あり 受給なし

④ **課税地情報** **必須**

④ 上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月分)1～6月の場合は、その年度の1月1日現在(課税)の(区)市町村までの住所を選択してください。
 区も区庁に住所を有している場合は、「区」にチェックを付けてください。

⑤ **都道府県**

--選択してください--

市区町村

--選択してください--

⑥ 日本国内に住所を有していない。

手順

- ① 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- ② 課税地が選択されていることを確認します。
- ③ 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

19ページへ

補足

- ① 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- ② 生活扶助を受けている場合、12ページを参照してください。
- ③ 課税地はその年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在)の住民票の届出住所となります。
- ④ 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

← 認定申請画面【学校情報】に戻る

入力内容確認
(一時保存)

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

7. 認定申請登録確認画面



認定申請登録確認



1 全受給者入力 2 学校情報入力 3 保護者等情報入力 4 保護者等情報入力確認 5 入力内容確認 6 申請完了

1

入力内容	
東京都	
申請者情報	
氏名	高橋 太郎
ふりがな	しえん たくろう
生年月日	2021年12月28日
家族番号	100-8959
住居(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・丁目)	麹町1-1-1
(電話番号・郵便番号)	
メールアドレス	mao@ex.jp
学校情報	
現在通っている高等学校等の在学情報について	
学校の名前	東京都立〇〇高等学校
在学期間	2021年4月01日 ～ 現在
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

手順

- 1 生徒情報、学校情報、保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 内容を確認し、チェックします。
- 3 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

20ページへ

補足

- 1 メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

確認事項

以下の内容を確認の上、□にチェックをつけてください。 [4/4]

2

1

- 就学支援金取扱費に在るとともに、就学支援金の支給に必要な手続きを学校及び自治体等に完了することを了します。

- 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を閲読し、メールアドレス登録に同意します。

① メールアドレスの利用目的および注意事項

- 本申請の個人番号及び本人確認画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。

- 本申請内容は、重要に扱われます。

- 本申請に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正所得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることを承知しています。

II

3

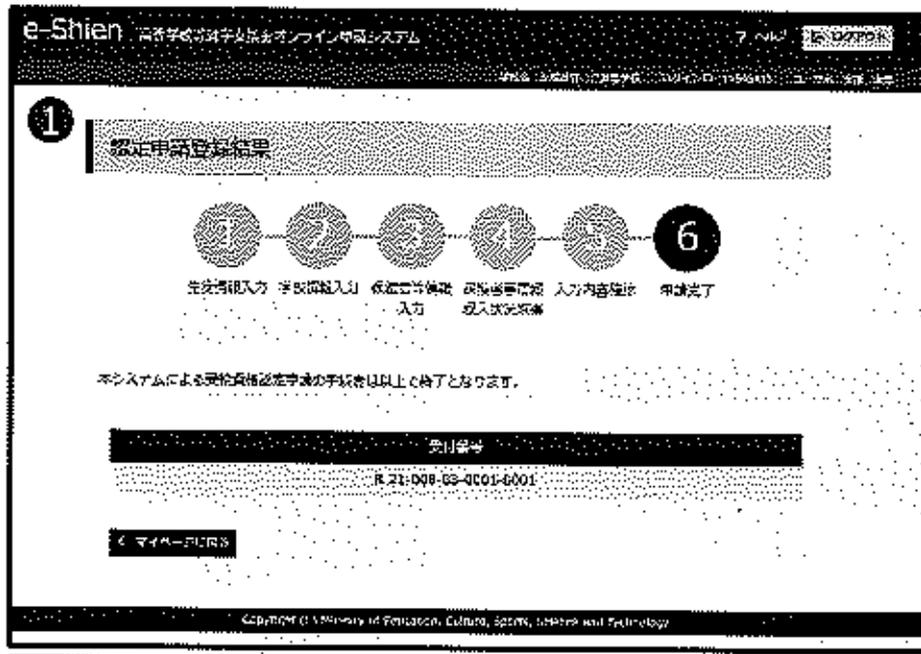
認定申請登録 (入力内容確認) に戻る

本内容で申請する

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

8. 認定申請登録結果画面



手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。
以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

- 1 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- 2 メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性もあります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

9. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

順番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	表示
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	

手順

- 1 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「10. 認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

10. 認定申請登録(再開確認)画面

手順

- ① 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。
 - ・保存済みの情報を使用して申請を再開する場合
➡ 上部：はい
 - ・新しく情報を入力する場合
➡ 下部：いいえ
- ② 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

補足

- ・「はい」を選択した上で保護者等情報の変更を行う場合、詳細手順については、「④変更手続編」マニュアルを参照してください。
- ・「いいえ」を選択した場合、一時保存されていた情報が削除されます。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The text notes that without reliable records, it would be difficult to track the flow of funds and identify any irregularities.

2. The second part of the document outlines the various methods used to collect and analyze data. It describes the use of statistical techniques to identify trends and patterns in the data. The text also discusses the importance of ensuring the accuracy and reliability of the data sources used in the analysis. It notes that any errors or biases in the data could lead to incorrect conclusions and recommendations.

3. The third part of the document provides a detailed description of the procedures used to conduct the study. It outlines the steps involved in the data collection process, from the initial identification of the data sources to the final analysis and reporting. The text also discusses the challenges faced during the study and the steps taken to overcome them. It notes that the study was conducted in a systematic and transparent manner, and that all data and methods were made available to the public for review and verification.

4. The fourth part of the document presents the results of the study. It shows that there is a clear correlation between the variables being studied, and that the findings are consistent with the hypotheses being tested. The text also discusses the implications of the findings for the field of study and for policy-making. It notes that the results of the study provide valuable insights into the underlying mechanisms of the phenomenon being studied, and that these insights can be used to develop more effective interventions and policies.

5. The fifth part of the document discusses the limitations of the study and the directions for future research. It notes that the study was limited to a specific population and time period, and that the results may not be generalizable to other contexts. The text also discusses the need for further research to explore the underlying mechanisms of the phenomenon being studied and to develop more effective interventions and policies. It notes that the study provides a solid foundation for future research, and that the findings are likely to be of interest to a wide range of researchers and practitioners in the field.